３章　基本的事項

（１）対象とする災害および災害廃棄物

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。本市では、地震災害で及び風水害について次のとおりの被害が想定される。

1)地震災害について

地震災害の想定については、倉吉市地域防災計画（第１編総則第４章）においても想定をしている平成17年３月に発行された「鳥取県地震防災調査研究報告書（企画・発行：鳥取県防災局防災危機管理課）」に記載されている被害想定のうち、市の被害が最も大きかった「倉吉南方の推定断層による地震」による被害想定を参考にして、次のとおりとする。

表１　想定する地震災害

<table>
<tr><th>区　分</th><th>内　　　容</th></tr>
<tr><td>震　源</td><td>鳥取県中部地域</td></tr>
<tr><td>断　層</td><td>倉吉南方の推定断層</td></tr>
<tr><td>規　模</td><td>マグニチュード7.2</td></tr>
<tr><td>地震発生時期</td><td>冬(12月～2月)の平日の18時頃</td></tr>
<tr><td>気象条件</td><td>(建物火災予測に係る気象条件)<table><tr><th>天候</th><th>湿度</th><th>風向</th><th>風速</th></tr><tr><td>晴れ</td><td>75%</td><td>北北西</td><td>5.0m/s</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>震度分布</td><td>(計測震度面積率)<table><tr><th>震度</th><th>～震度5弱</th><th>5強</th><th>6弱</th><th>6強</th><th>7</th></tr><tr><td>面積率(%)</td><td>23.7</td><td>49.4</td><td>26.6</td><td>0.3</td><td>0.0</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>建物全壊棟数</td><td>4,743棟</td></tr>
<tr><td>建物一部損壊棟数</td><td>8,844棟</td></tr>
<tr><td>避難人口</td><td>7,503人</td></tr>
</table>

※建物全壊棟数、建物一部損壊棟数、避難人口に関しては、鳥取県災害廃棄物処理計画資料より引用

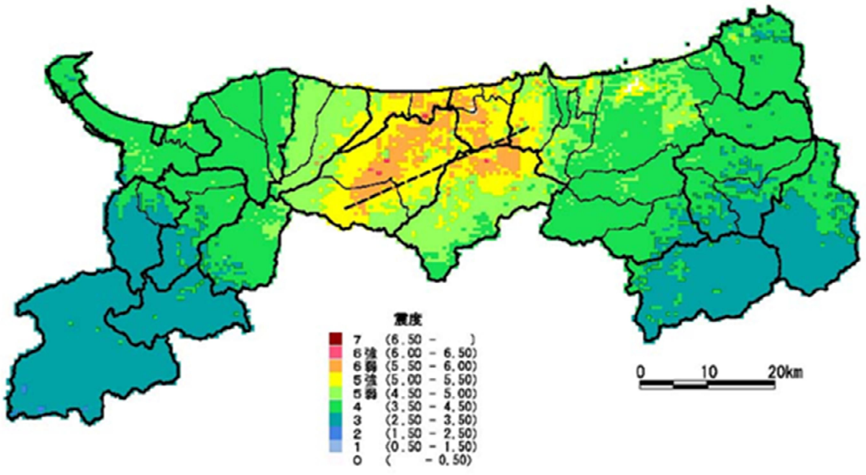

図　震度分布図（倉吉南方の推定断層による地震）

出典:鳥取県地震防災調査研究報告書

２）風水害の想定について

風水害の想定については、倉吉市地域防災計画（第１編総則第４章）においても想定をしている平成14年１月31日に国土交通省中国地方整備局が水防法（昭和24年法律第193号）第10条の４の規定に基づき指定及び公表した「天神川水系浸水想定区域」を参考にして、次のとおりとする。

【天神川水系浸水想定区域図】

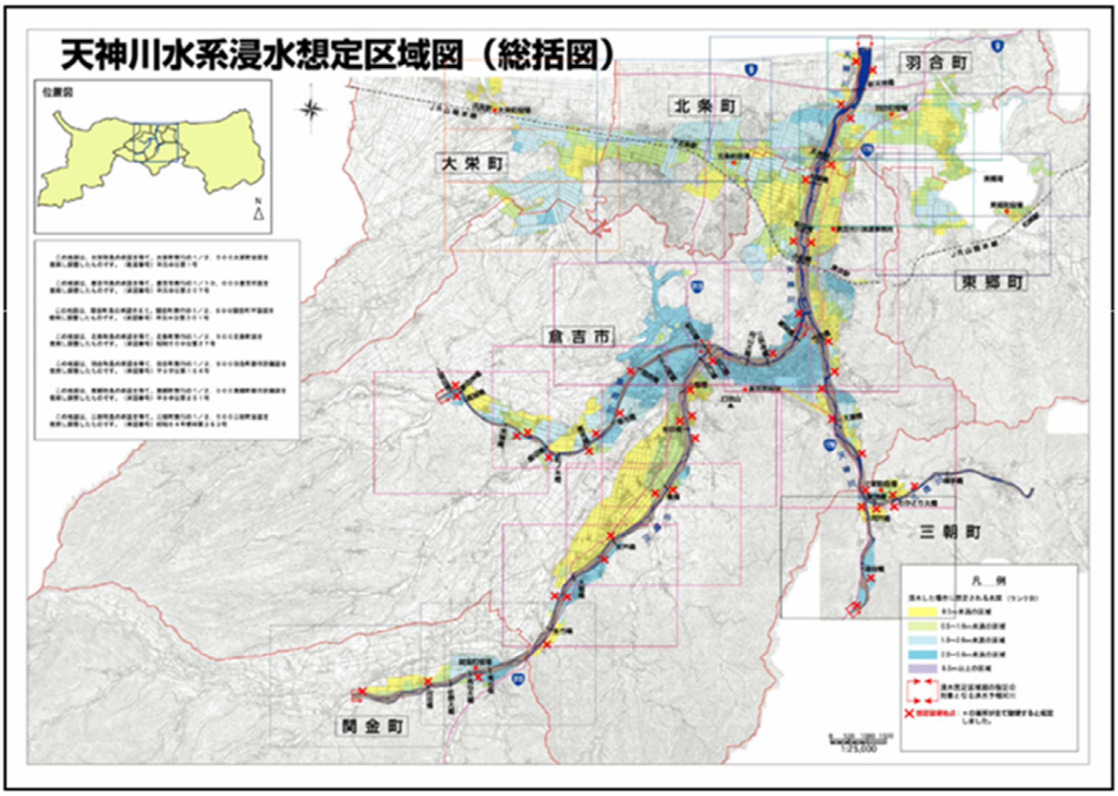

表２　想定する災害（風水害）

気象条件	・2日間総雨量：441㎜ （洪水防御に関する計画の基本となっている昭和9年9月の室戸台風相当の大雨を想定。） ・最大風速：22m/s・北北東 （過去の観測値で最大のものを想定。）
河川条件	指定水位から危険水位までの到達時間：約3時間
決壊箇所	9箇所 （天神川：左岸6.4km、右岸7.2km、左岸8.4km） （小鴨川：右岸4.0km、右岸10.0km、左岸10.2km） （国府川：右岸4.6km、右岸8.6km、左岸8.8km）
浸水面積	2,450ha＝24.5㎢（総面積の約9.0％）
浸水人口	総人口の約56.4％
浸水世帯数	全世帯数の約57.9％
床上浸水	17,741世帯
床下浸水	1,110世帯

※床上浸水、床下浸水については、鳥取県災害廃棄物処理計画資料から引用

３）災害廃棄物について

災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。災害廃棄物の種類については表３に示す。

表３　災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や風水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱･はり･壁材などの廃木材
	畳･布団	被災家屋から排出される畳･布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機･衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫･冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）･テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P1-9～1-10 を編集